

## 旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金活用検討会開催要綱

### (趣旨)

第1条 旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金の使途について、関係団体等と連携し効果的な活用について検討するため、旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金活用検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について意見交換等するものとする。

- (1) 基金を活用し、実施する事業に関すること。
- (2) その他基金の活用に関し必要な事項。

### (参加者)

第3条 検討会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とし、人数は9人以内とする。

- (1) 総合政策部長
- (2) 総務部長
- (3) 保健所長
- (4) 経済部長
- (5) 医療関係者
- (6) 経済団体関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 公募により選任された者
- (9) その他市長が必要と認める者

2 参加者の任期は、令和5年3月31日までとする。

### (会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

2 進行役は会務を総理し、会議の議長となる。

### (会議)

第5条 検討会は、市長が招集する。

2 検討会は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (庶務)

第6条 検討会の庶務は、総務部総務課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和4年8月10日から施行する。